

# 新しい総合事業について（案）

平成28年10月3日

みよし広域連合 介護保険センター

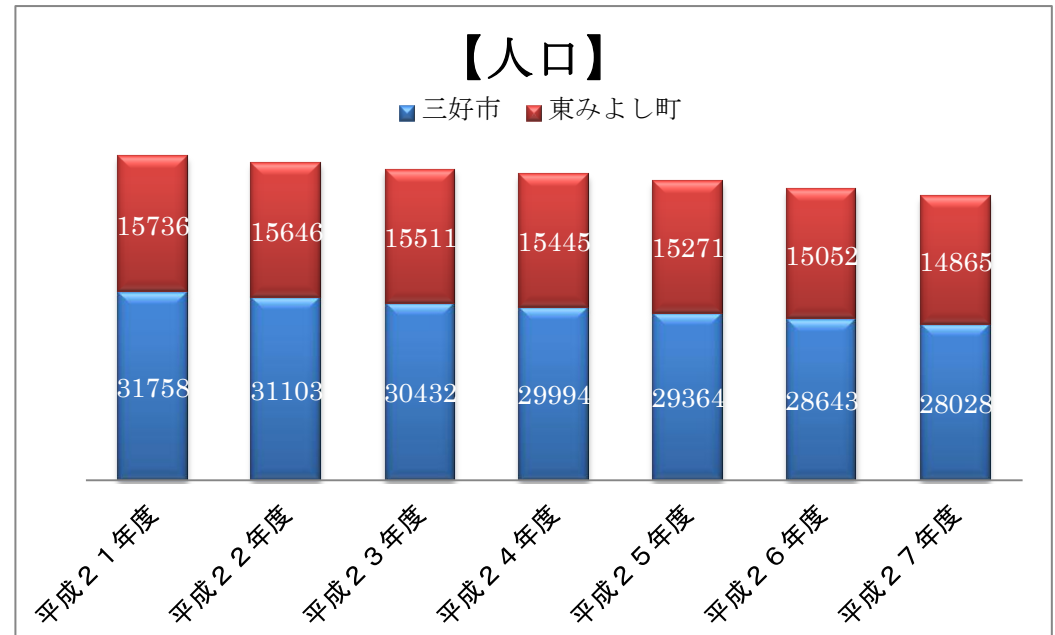
**なぜ総合事業なのか？**

# 1. 私たちがこれから直面する「人口減少と需用の増加」

平成28年3月末現在

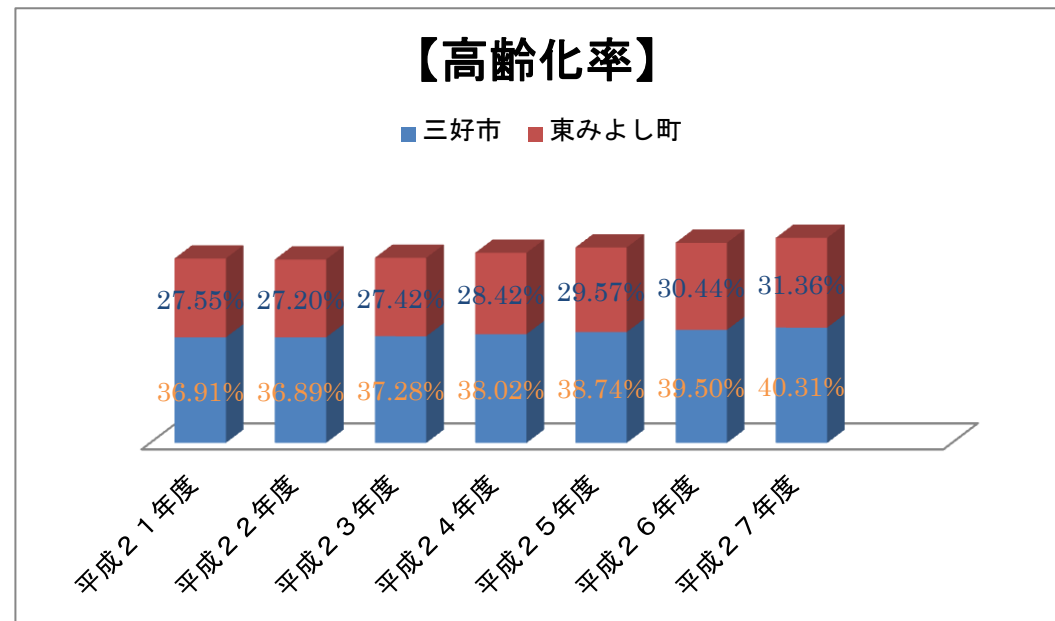
## ○ 人口

三好市	<u>28,028人</u>
東みよし町	<u>14,865人</u>
全体	<u>42,893人</u>

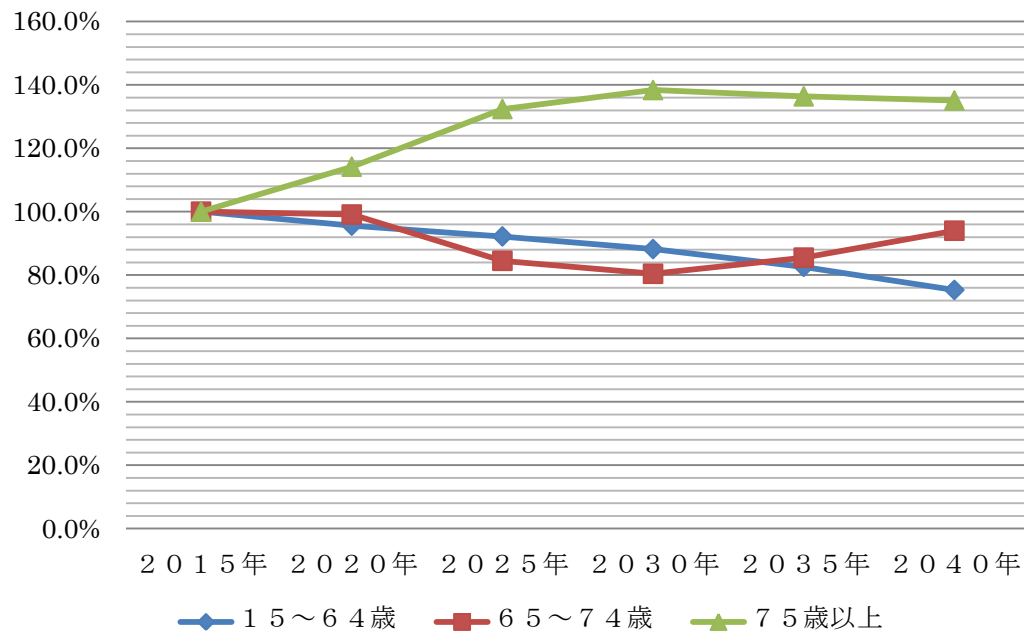


## ○ 高齢化率

三好市	<u>40.31%</u>
東みよし町	<u>31.36%</u>
全体	<u>37.21%</u>



### 生産年齢人口の減少と後期高齢者の増加



出所) 国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口(平成24年1月推計)のデータをもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成。

※2015年を100とした場合の2040年までの推計値

### 75歳以上1人に対して

### 15歳～74歳は

2015年は 5.7人に1人

2025年は 3.9人に1人

2040年は 3.3人に1人

- どんどん重くなる負担にどうやって対応するか？
- 介護予防の効果をいかに高めるか？
- 限られた人材をいかに活用するか？

# 総合事業の概要について

平成28年度

介護予防給付

訪問看護、福祉用具等

(要支援1~2)

訪問介護、通所介護

介護予防事業

- 一次予防事業  
(きらめき元気アップ教室、水中運動教室 等)
- 二次予防事業  
(のびのび教室 等)

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
  - ・みよし地域包括支援センター
  - ・東みよし町包括支援センター

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業

地域支援事業

平成29年度から

介護予防給付(要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業  
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス(配食等)
  - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営に加えて
  - 地域ケア会議の充実
  - 認知症総合支援事業
  - 在宅医療・介護連携推進事業
  - 生活支援体制整備事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業

地域支援事業

# 1 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）とは・・・

総合事業の構成は



## （１）介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者の訪問介護、通所介護を全国一律の給付から市町村事業（地域支援事業）に移管するとともに、指定事業所が行うサービス以外にも訪問・通所型サービスが実施できるように多様化

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 生活支援サービス
- 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

## （２）一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続して拡大していくように地域づくりを推進

- 通いの場づくり
- きらめき元気アップ教室
- 水中運動教室 など

## 2 総合事業（訪問・通所型サービス）のサービスの多様化とは・・・

### 【訪問・通所型サービス】 国による多様なサービスの例示

- 現行相当サービス・・・現行の介護予防給付と同様の基準による**専門的なサービス**
- サービスA・・・市町村の裁量により、**現行よりも指定基準を緩和**したサービス  
(単価は現行より低く設定)
- サービスB・・・**住民の主体的な活動**（ボランティア）に対する運営費等の間接補助
- サービスC・・・市町村が直営又は委託により実施する**短期集中プログラム**

三好市・東みよし町では、平成29年4月～訪問・通所型サービスの現行相当サービス サービスA サービスCがスタートします。

※三好市は、サービスBは平成30年4月以降に実施予定。

※東みよし町は、サービスBは平成29年4月以降に実施予定。



### 3 総合事業（訪問・通所型サービス）の対象者とは・・・

- 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

上記の方でサービスの希望のある方は、予防訪問介護及び予防通所介護ではなく、総合事業の訪問・通所型サービス（現行相当サービス・サービスA・サービスC）を利用することとなる。

※上記の方が利用できるサービスをまとめると・・・

		一般の高齢者	総合事業対象者 (チェックリスト該当者)	要支援1・2	要介護1～5
サービス名	総合事業のサービス(通所・訪問) (現行相当サービス・サービスA)	×	○	○	×
	予防給付のサービス (予防通所リハ・予防訪問看護) (予防訪問入浴・福祉用具貸与 等)	×	×	○	×
	介護給付のサービス	×	×	×	○

## 4 三好市・東みよし町における総合事業への移行について

### 【移行時期】

三好市・東みよし町では、下記の表（例1～3）のとおり、平成29年4月1日から1年間の猶予期間を設けて、要支援者の予防訪問介護及び予防通所介護を総合事業の訪問・通所型サービス（現行相当サービス・サービスA・サービスC）へ移行します。

	H29. 4. 1 (総合事業開始)	H29. 10. 1	H30. 4. 1 (総合事業完全移行)
(例1) 現在の認定有効期間 H28. 4. 1～H29. 3. 31		H29. 4. 1 から総合事業のサービスを利用	
(例2) 現在の認定有効期間 H28. 10. 1～H29. 9. 30	H29. 9. 30 まで予防給付を利用		H29. 10. 1 から総合事業のサービスを利用
(例3) 現在の認定有効期間 H29. 3. 15～H30. 3. 31	H30. 3. 31 まで予防給付を利用		H30. 4. 1 から総合事業のサービスを利用


平成30年4月1日以降は、全ての介護予防訪問・通所介護は、総合事業の訪問・通所型サービスへ完全に移行する。

# 【移行時期】

認定期限	平成 29 年度												平成 30 年度
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
新規申請													
(例 1) H29. 3 月末													
H29. 4 月末													
H29. 5 月末													
H29. 6 月末													
H29. 7 月末													
H29. 8 月末													
(例 2) H29. 9 月末													
H29. 10 月末													
H29. 11 月末													
H29. 12 月末													
H30. 1 月末													
H30. 2 月末													
(例 3) H30. 3 月末													

平成 30 年 4 月には  
総合事業に完全移行

介護予防給付

 部分は総合事業

## 5 訪問型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による自宅での相談指導等	移送前後の生活支援
想定する対象者	①既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要なケース ②以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・ 認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴う者。 ・ 退院直後等で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	①状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		①体力改善に向けた支援が必要なケース ②ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等  ※3～6ヶ月間の短期間で実施	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職	

## 6 通所型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

サービス種別	現行の通所介護相当	多様なサービス		
	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムや栄養改善等のプログラム
想定する対象者	①既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要なケース ②「多様なサービス」の利用が難しい必要なケース ③集中的に生活機能の向上トレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	①状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		①ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等  ※3～6ヶ月間の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従業者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職

# 訪問型・通所型サービスの基準及び サービス単価等の基本的な考え方 について（案）

# 1 訪問型サービスの内容及び人員、運営等の基準について

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	○ 予防給付と同様であるが、 <b>身体介護及び身体介護を伴う生活援助</b> 「老計第10号の訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の範囲内	○ 予防給付と同様であるが、 <b>身体介護を伴わない生活援助(掃除、洗濯等)</b> 「老計第10号の訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の範囲内	専門職による居宅での相談指導等  ○ 保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等による自宅での相談指導等
対象者の状態像	○ <b>専門職によるサービスを必要とする者</b> (想定されるケース) ①既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要な者 ②身体介護が必要な者 ③退院直後等で状態が変化しやすく、専門的サービスが必要な者 ④心疾患や呼吸器疾患等により日常生活に支障がある者 ⑤認知機能の低下や精神・知的障害により、日常生活に支障がある症状や行動を伴う者	○ <b>必ずしも専門職によるサービスを必要としない者</b> (想定されるケース) ①身体介護までは必要ないが、家事等の生活援助が必要な者	①体力改善が必要な人 ②ADL、IADLの改善に向けた支援が必要な者 ③栄養改善指導が必要な者 ④口腔機能向上の支援が必要な者  ※3ヶ月間
人員基準	(管理者) ○ 常勤専従1以上 ○ 資格要件：なし	(管理者) ○ <b>専従1以上</b> ○ 資格要件：なし	—
	(サービス提供責任者) ○ 常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ○ 資格要件：現行と同様	(サービス提供責任者) ○ <b>従事者のうち必要数</b> ○ 資格要件：現行の要件に加えて、 <b>みよし広域連合長が認めた研修を終了した者</b>	—
	(訪問介護員等) ○ 常勤換算2.5以上 ○ 資格要件：現行と同様	(訪問介護員等) ○ <b>必要数</b> ○ 資格要件：現行の要件に加えて、 <b>みよし広域連合長が認めた研修を終了した者</b>	—

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な設備、備品</li> <li>事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な設備、備品</li> <li>事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> </ul>	—
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画の作成</li> <li>運営規定等の説明、同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>秘密保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止、休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>必要に応じて</b>個別サービス計画の作成</li> <li>運営規定等の説明、同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理</li> <li>秘密保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止、休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>	—
提供時間	予防給付と同様	<b>45分～60分程度</b>	1回60分程度
モニタリング	1月に1回実施	<b>不要</b>	—
モニタリング報告	介護予防支援事業者へモニタリングの結果を報告	<b>不要</b>	—
状況報告	1月に1回利用者の状況等を介護予防支援事業者に報告	1月に1回利用者の状況等を介護予防支援事業者に報告	
記録	提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項	提供日、提供した具体的なサービスの内容、 <b>必要に応じて</b> 利用者の心身の状況その他必要な事項	
実施方法	事業所指定	事業所指定	市・町で直接実施

※ 現行相当サービスの運営基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」を準用するものとする。



## 2 訪問型サービス 単価について (人員・運営基準を緩和 単価は85%程度)

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
単価設定	介護予防訪問介護と全く同一の基準に基づき提供されるサービスであることに鑑み、サービス単価については現行の介護予防訪問介護の単価を維持するものとする。 (※ 1回あたりの単価を導入)	人員、運営等の基準を緩和していることから、サービス単価については現行相当サービスの85%相当とする。 (※ 1回あたりの単価を導入)	—
単価	○ 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位/月  (1月の中で全部で4回まで) 266単位/回	○ 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) (1月の中で全部で4回まで) 226単位/回	無 料
	○ 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位/月  (1月の中で全部で5回～8回まで) 270単位/回	○ 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) (1月の中で全部で5回～8回まで) 229単位/回	
	○ 事業対象者、要支援2 週2回を超える程度 3,704単位/月  (1月の中で全部で9回～12回まで) 285単位/回	—	
地域単価	1単位=10円(その他)	1単位=10円(その他)	
加算	予防給付と同様の加算	予防給付と同様の加算	
自己負担	1割又は2割	1割又は2割	
支給限度額管理	あり	あり	

### 3 訪問型サービス 加算について（介護予防給付と同様）

サービス種別	現行の予防相当	多様なサービス	
加算・減算	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
初回加算	200単位	200単位	
生活機能向上連携加算	100単位	100単位	
介護職員処遇改善加算	所定単位数×8.6%等	所定単位数×8.6%等	
介護職員初任者研修課程等を修了した サービス提供責任者	×70%	×70%	
事業所と同一建物の利用者等	×90%	×90%	
特別地域加算	+15%	+15%	
中山間地域等における小規模事業所加算	+10%	+10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	+5%	

## 4 通所型サービスの内容・人員、運営等の基準について

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	○ 身体・生活機能維持・向上のために ・食事や入浴、排泄等の支援 ・生活機能向上のための支援 ・運動器、口腔機、栄養改善向上サービス 等 ※予防給付で提供されている内容と同じ	○ 身体・生活機能維持・向上のために ・生活機能向上のための支援 ・運動器、口腔機、栄養改善向上サービス 等	○ 専門職による居宅での相談指導 等 ・保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等による自宅での相談指導等
対象者の状態像	①既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要な者 ②身体介護が必要な者 ③退院直後等で状態が変化しやすく、専門的サービスが必要な者 ④心疾患や呼吸器疾患等により日常生活に支障がある者 ⑤認知機能の低下や精神・知的障害により、日常生活に支障がある症状や行動を伴う者	①身体介護までは必要ないが、生活機能の維持向上が必要な者	①体力改善が必要な人 ②ADL、IADLの改善に向けた支援が必要な人 ③栄養改善指導が必要な人 ④口腔機能向上の支援が必要な人  ※3ヶ月間
人員基準	(管理者) ○ 常勤専従1以上 ○ 資格要件：なし	(管理者) ○ 専従1以上 ○ 資格要件：なし	—
	(生活相談員) ○ 専従1以上 ○ 資格要件：現行と同様	(生活相談員) —	—
	(看護職員) ○ 専従1以上 ○ 資格要件：現行と同様	(看護職員) ○ 専従1以上 ○ 資格要件：現行と同様	—
	(介護職員) ○ ~15人 専従1 15人~利用者1人に専従0.2以上 ○ 資格要件：現行と同様	(介護職員) ○ ~15人 専従1 15人~利用者1人に専従0.1以上 ○ 資格要件：現行と同様	—
	(機能訓練指導員) ○ 1以上 ○ 資格要件：現行と同様	(機能訓練指導員) ○ 1以上 ○ 資格要件：現行と同様	—

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
設備	① 食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ② 静養室・相談室・事務室 ③ 消化設備その他の非常災害に必要な施設 ④ 必要な設備・備品	① 食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ② — ③ 消化設備その他の非常災害に必要な施設 ④ 必要な設備・備品	
運営	① 個別サービス計画の作成 ② 運営規定等の説明・同意 ③ 提供拒否の禁止 ④ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤ 秘密保持等 ⑥ 事故発生時の対応 ⑦ 廃止・休止の届出と便宜の提供等	① <b>必要に応じて</b> 個別サービス計画の作成 ② 運営規定等の説明・同意 ③ 提供拒否の禁止 ④ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤ 秘密保持等 ⑥ 事故発生時の対応 ⑦ 廃止・休止の届出と便宜の提供等	
提供時間	予防給付と同様	<b>2時間以上</b>	120分程度
モニタリング	1月に1回実施	<b>不要</b>	—
モニタリング報告	介護予防支援事業者へモニタリングの結果を報告	<b>不要</b>	—
状況報告	1月に1回利用者の状況等を介護予防支援事業者に報告	1月に1回利用者の状況等を介護予防支援事業者に報告	
記録	提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項	提供日、提供した具体的なサービスの内容、 <b>必要に応じて</b> 利用者の心身の状況その他必要な事項	
実施方法	事業所指定	事業所指定	市・町で直接実施

※ 現行相当サービスの運営基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」を準用するものとする。

## 5 通所型サービス 単価について (人員・運営基準を緩和 単価は90%程度)

	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
単価設定	介護予防通所介護と全く同一の基準に基づき提供されるサービスであることに鑑み、サービス単価については現行の介護予防通所介護の単価を維持するものとする。 (※ 1回あたりの単価を導入)	人員等の基準を緩和していることから、サービス単価については現行相当サービスの90%相当とする。 (※ 1回あたりの単価を導入)	—
単価	○ 事業対象者、要支援1 (週1回程度) 1,647単位/月  (1月の中で全部で4回まで) 378単位/回	○ 事業対象者、要支援1 (週1回程度) (1月の中で全部で4回まで) 340単位/回	無料
	○ 事業対象者、要支援2 (週2回程度) 3,377単位/月  (1月の中で全部で5回~8回まで) 389単位/回	○ 事業対象者、要支援2 (週2回程度) (1月の中で全部で5回~8回まで) 350単位/回	
地域単価	1単位=10円(その他)	1単位=10円(その他)	
加算	予防給付と同様の加算	予防給付と同様の加算(一部変更・削除)	
自己負担	1割又は2割	1割又は2割	
支給限度額管理	あり	あり	

## 6 通所型サービス 加算について（一部変更あり）

サービス種別	現行の予防相当	多様なサービス	
加算・減算	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
生活機能向上グループ加算	100単位	100単位	
運動器機能向上加算	225単位	225単位	
栄養改善加算	150単位	150単位	
口腔機能向上加算	150単位	150単位	
選択的サービス複数実施加算	運動・口腔・栄養のうち (2つ実施) 480単位 (3つ実施) 700単位	なし	
事業所評価加算	120単位	なし	
サービス提供体制強化加算	(事業対象者・要支援1) 48単位等 (事業対象者・要支援2) 96単位等	(事業対象者・要支援1) 48単位等 (事業対象者・要支援2) 96単位等	—
介護職員処遇改善加算	所定単位数×4%等	所定単位数×4%等	
利用者の数が利用定員を超える場合	×70%	×70%	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70%	×70%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	+5%	
若年性認知症利用者受入加算	240単位	なし	
事業所と同一建物に居住する者等	事業対象者・要支援1 (週1回) - 376単位/月 事業対象者・要支援2 (週2回) - 752単位/月	事業対象者・要支援1 (週1回) - 338単位/月 事業対象者・要支援2 (週2回) - 676単位/月	

## 7 サービス利用可否一覧表

### 【訪問型】

訪問型サービス	支給限度額	現行相当			サービスA		
		週1回程度	週2回程度	週3回程度	週1回	週2回	週3回
		月4回まで	月5～8回まで	月9～12回まで	月4回まで	月5～8回まで	
事業対象者	5,003	○	○	○	○	○	×
要支援1	5,003	○	○	×	○	○	×
要支援2	10,473	○	○	○	○	○	×

### 【通所型】

通所型サービス	支給限度額	現行相当		サービスA	
		週1回程度	週2回程度	週1回	週2回
		月4回まで	月5～8回まで	月4回まで	月5～8回まで
事業対象者	5,003	○	○	○	○
要支援1	5,003	○	×	○	×
要支援2	10,473	○	○	○	○

# 総合事業の指定申請について（案）



## 1 現行相当サービス（通所・訪問）の事業所指定について

### ○ みなし指定事業所について

指 定	H27.3.31までに旧介護予防（介護予防通所・訪問介護）の指定を受けている事業所は、総合事業の現行相当サービス（通所・訪問型サービス）の指定を受けたものとみなされる → このため、新規指定の <b>手続きは不要</b>
利用者	指定の効力は全市町村に及ぶため、現在他市町村に住民票のある利用者も新規指定の <b>手続きはせずに受入れ可能</b>

※指定の有効期間は、H30.3.31までである。指定を継続する場合は、事前に指定申請が必要。

※継続した場合は、6年ごとに更新。

### ○ みなし指定を受けていない事業所について

指 定	H27.4.1以降に指定を受けている（又は受ける予定）事業所は、総合事業の現行相当サービス（通所・訪問）の指定を受けたものとみなされない → このため、新規指定の <b>手続きが必要</b>
利用者	みなし指定が適用されないため、指定の効力が全市町村に及ばない → このため、他市町村に住民票のある方を受入れる場合は、事前に当該市町村に対して <b>指定申請の手続きが必要</b>

※指定を受けてから6年ごとに更新。

※ 旧介護予防訪問・通所介護は、H30.4.1以降は自動的に廃止。

## 2 訪問・通所型サービスAの事業所指定について

### ○ みなし指定事業所について

指 定	<b>新規指定申請が必要</b> （指定申請（県への届出のコピー）及び事業費算定に係る体制届出）
利用者	各市町村で指定基準や人員等の基準が異なるため、 <u>他市町村の緩和したサービスの指定を受ける<b>手続きが必要</b></u>

※指定を受けてから6年ごとに更新

### ○ みなし指定を受けていない事業所について

指 定	<b>新規指定申請が必要</b> （指定申請及び事業費算定に係る体制届出）
利用者	各市町村で指定基準や人員等の基準が異なるため、 <u>他市町村の緩和したサービスの指定を受ける<b>手続きが必要</b></u>

※指定を受けてから6年ごとに更新

### 3 通所・訪問介護の事業所指定の留意点について

○ 平成27年4月1日から平成30年3月31日の間は、通所・訪問介護については、事業所指定が他種類存在する。

提供するサービス種類	必要な事業所指定		指定権者（指定申請等提出先）
介護給付	訪問介護・通所介護	指定訪問・通所介護事業所の指定	徳島県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護の指定	みよし広域連合
予防給付	介護予防訪問・通所介護	介護予防訪問・通所介護の指定	徳島県
総合事業	訪問型・通所型サービス（現行相当サービス）	訪問型・通所型（現行相当サービス）の指定	みよし広域連合
	訪問型・通所型サービス（基準緩和型サービス）	訪問型・通所型（基準緩和型サービス）の指定	みよし広域連合

○ 総合事業における事業所の指定権者はみよし広域連合介護保険センターです。

⇒ 新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出はみよし広域連合介護保険センターに対して行ってください。

○ 指定内容が変更になった際の変更届については、介護給付と予防給付に係る変更届は徳島県、総合事業に係る変更届はみよし広域連合介護保険センターに届け出るようになります。